

## 別紙 1

### (助成対象者)

平成29年4月1日以降に藤里町奨学金を返還する者で藤里町に定住の意思をもって藤里町内に居住している者とする。

次に該当する者は、本助成金の対象者から除くものとする。

- (1) 国家公務員又は地方公務員として雇用されている者（非常勤職員及び臨時的任用職員等（ただし、正職員の給料表の適用を受ける者を除く。）を除く。）
- (2) 独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に正規に雇用されている者
- (3) 秋田県奨学金返還助成金で未来創生分の助成金を受ける者

### (助成対象額及び助成対象期間)

助成対象額は、助成対象者が返還する奨学金の年返還額とする。

助成対象期間は借入期間が2年以上3年以内の場合は2年間、3年を超える場合は3年間とする。

### (助成率及び助成金額等)

助成率は1/5とし、助成対象額に助成率を乗じて算定した助成金額が4万円を超える場合は、助成金額を4万円とする。

算定において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額をもって助成金額とする。

### (助成対象者の認定申請)

助成金の交付を受けようとする者は、その交付申請を行う前までに、助成対象者の認定を受けなければならない。

助成対象者の認定を受けようとする者は、様式第9号に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票抄本
- (2) 貸与金額、貸与期間、返還金額、返還計画、返還実績、返還残額を証明できるもの
- (3) 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（様式第10号）
- (4) その他助成対象者の認定のため必要なもの

### (助成対象者の認定等)

町長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成対象者と認定するときは様式第11号（その1）により、認定しないときは様式第11号（その2）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

町長は、認定後、申請書及び添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不相当と認めるときは、助成対象者の認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合は、その旨を様式第11号（その3）により、助成対象者の認定を受けた者に通知する。

### (申請者又は認定者情報異動等の届出)

認定申請を行った者は、次のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を様式第12号により、速やかに町長に届け出なければならない。認定を受けた後も同様とする。

- (1) 個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、助成金振込予定口座）に異動が生じる場合
- (2) 藤里町外へ転出する場合
- (3) 助成対象奨学金について、返還猶予を受ける場合
- (4) 助成対象奨学金について、返還免除を受ける場合
- (5) 助成対象奨学金について、返還計画を変更する場合（繰上返還、減額返還を行う場合等）
- (6) 助成対象者の認定申請を取り下げる場合、又は助成対象者の認定を辞退する場合
- (7) その他届出の必要があると認められる場合

町長は、この届出に基づき情報を更新する。なお、必要な場合は届出の内容を反映した認定通知を届出者に送付するものとする。

#### （助成金の交付申請）

助成金の交付を受けようとする者は、認定通知書に記載された期限までに、助成金の交付申請を行わなければならない。

交付申請は、様式第13号に次に掲げる書類を添付して、町長に提出して行わなければならない。

- (1) 奨学金返還実績等報告書（様式第13号）
- (2) 住民票抄本
- (3) 奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額、返還計画、返還実績、返還残額を証明できるもの
- (4) 認定通知の写し（ただし、内容を更新した後の通知を受けている場合は、その通知の写し）
- (5) その他助成金の交付決定のため必要なもの

#### （助成金の交付決定等）

町長は、交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を様式第14号により、申請者に通知するものとする。

#### （助成金の交付）

助成金は、助成金の交付決定等に基づく額の確定後、助成金の交付決定者からの請求に基づき行うものとする。

請求は、様式第15号を町長に提出して行わなければならない。

#### （是正のための報告等）

町長は、助成金の申請書を受理した場合のほか、助成事業の遂行に関し必要と認めるときは、助成対象と認定した者に対し、必要な報告等を求めることができる。

必要な報告等により、是正を要する事項があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(助成金の交付決定の取消及び返還命令)

町長は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 町長に提出する書類の記載事項に虚偽があるとき

(2) 助成金の交付決定通知書に記載の条件に違反したとき

(3) 必要な報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない

とき

(4) その他町長が不相当と認めるとき

町長は、交付決定の取消を決定した場合は、その旨を、様式第16号により交付決定を受けた者に通知する。また、返還を命ずる必要がある場合は、併せて返還を命ずる。